

みやぎの木であふれる建物支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県産木材の需要創出及び利用拡大を図るため、非住宅分野等における県産材の利用を推進することを目的として、民間事業者が行う県産材を利用した建築物の整備、内装木質化及び木製品の導入並びにこれらに関連する普及活動に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内においてみやぎの木であふれる建物支援事業（以下「本事業」という。）補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

(1) 「宮城県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。

なお、製材品、集成材、内装及び木製品については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が宮城県産材であることを証明した木材製品でなければならない。

(2) 「県産森林認証材」とは、宮城県内のFM認証を受けた森林から伐採された原木を宮城県内のCOC認証工場で加工した木材製品をいう。

(3) 「県産CLT」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。

(4) 「主要構造部材等」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。

(5) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、天井面及び階段の仕上げ材として使用される木材をいう。

(6) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製

品をいう。

(交付対象等)

第3 本補助金の交付対象となる事業種目、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業実施主体の要件)

第4 交付要綱の別表に掲げる事業実施主体については、次の要件を満たす団体等とする。

- (1) 団体等の設立目的、趣旨等を明確にした規約を有し適正な運営が行われることが確実であること。
- (2) 事業に関する資金計画が適切であり、かつその資金計画に従って事業が実施されることが確実であること。
- (3) 代表者及びその所在地が明らかなこと。
- (4) 政治団体や宗教団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 交付対象事業の公表に異議がないこと。
- (8) 各種法令を遵守し、また公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税

及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施設計書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）
- (2) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (4) 事業実施主体の規約及びそれに類するもの
- (5) 事業実施主体の予算書、決算書又はそれに類するもの
- (6) 補助金振込先口座の通帳（表紙及び見開き）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更又は交付対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある。
- (5) (1) によるもののほか、別記様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

（事業着手報告）

第7 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。

(事業完了報告)

第8 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第9の規定による事業実績報告を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 出来高設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第5第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第9第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。

- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第11号により、すみやかに知事に報告するものとする。
- 5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月3日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。